横浜市市民活動保険実施要綱

制 定 平成3年8月6日 市総第00353号

(市長決裁)

最近改正 令和3年3月1日 市地活第476号

(市民局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市(以下「市」という。)が行う市民活動保険事業について必要な事項を定めることにより、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) ボランティア活動 ボランティア活動団体又は個人が自主的に行う別表1に定める公 益性のある奉仕活動で、報酬(実費弁償相当を除く)を受けない継続的・計画的な、もっぱら市内で行われる活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除く。当該活動の集合・出発・解散場所とボランティア活動者の住所との通常経路による移動中を含む。ただし、日本国内で行われるものをいう。
 - (2) ボランティア活動団体 ボランティア活動を行うために自主的に結成された団体及び 地域社会活動を行う地域住民組織をいう。
 - (3) ボランティア活動者(以下「活動者」という。) ボランティア活動団体においてボランティア活動を実践する者(ボランティア活動団体において、ボランティア活動の計画立案及び運営の指導的立場にある者又はこれに準ずる者を含む。)及び個人でボランティア活動を実践する者をいう。なお、個人でボランティア活動を実践する者には、公益性のある団体や、福祉施設等の公益的な施設の募集に応じてボランティア活動をする者を含む。

(市民活動保険事業)

- 第3条 市は、市民活動保険事業を、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と保険契約 を締結することにより実施する。
- 2 市民活動保険事業の事業内容については、前項に規定する保険契約によるほかこの要綱の 定めるところによる。

(保険期間)

第4条 市民活動保険の保険期間は毎年4月1日から1年間とする。

(対象となる事故)

第5条 市民活動保険の対象となるボランティア活動中の事故とは、次の各号に掲げるとおり とする。

- (1) 損害賠償責任事故 ボランティア活動中の活動者が、活動者の過失により、ボランティ ア活動中の活動者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該活動者が 被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任(同居の親族に対して負担する損害賠 償を除く。)を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、ボランティア活動中の活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(市民活動保険が適用されない事故)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民活動保険を適 用しない。
 - (1) 損害賠償責任事故
 - ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員、活動者又はこれらの者の代理人の故 意又は重過失に起因する事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故
 - ウ 地震、噴火、又は津波に起因する事故
 - エ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故若しくはそれ以外の放射線照射又は放射能汚染に起因する事故
 - オ ボランティア活動者の心神喪失に起因する事故
 - カ 活動者の、又は活動者の指図による暴行又は殴打に起因する事故
 - キ 車両の所有、使用、又は管理に起因する事故
 - ク 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事
 - ケ ボランティア活動者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - コ その他保険契約に定めるもの
 - (2) 傷害事故
 - ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員又は活動者の故意又は重過失に起因 する事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故
 - ウ 地震、噴火、又は津波に起因する事故
 - エ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故若しくはそれ以外の放射線照射又は放射能汚染に起因する事故
 - オ 活動者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - カ 妊娠、出産、早産又は流産
 - キ 活動者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故
 - ク 細菌性食中毒
 - ケ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛などで医学的他覚所見のないもの
 - コ 活動者の無資格運転又は酒酔い運転
 - サ 公務災害補償の適用を受けるもの
 - シ 海難救助ボランティア活動

- ス 山岳救助ボランティア活動
- セ 野焼き又は山焼きを行う森林ボランティア活動
- ソ チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- タ その他保険契約に定めるもの

(損害賠償責任事故の支払い対象となる費用等)

- 第7条 損害賠償責任事故の支払い対象となる費用等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費、 その他の損害賠償金
 - (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
 - (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、調停等に要した費用で保険会社の承認を得て支出したもの
 - (4) 保険会社に協力するために支出した費用
 - (5) その他保険契約に定めるもの

(損害賠償責任事故のてん補額)

- 第8条 損害賠償責任事故のてん補額は、次の各号に掲げる額を限度額(以下「支払限度額」 という。)とする。ただし、5,000円は活動者が負担する。
 - (1) 他人の身体に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負った事故は、1人につき1億円、 1事故につき5億円とする。
 - (2) 他人の財産に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負った事故は、1事故につき 500万円とする。
 - (3) 他人からの預かり品や管理しているものを滅失、き損又は汚損等により損害を与え、活動者が賠償責任を負った事故は、1事故につき500万円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、製造、販売又は提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等により生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後にその作業の結果によって生じた事故については、前項第1号及び第2号に規定する1事故の支払限度額を、前項第3号に規定する事故については、500万円をそれぞれ保険契約期間中の支払い限度額とする。

(傷害事故の保険金支払額)

- 第9条 活動者が傷害事故を原因として、当該事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡保険金500万円(既に支払った後遺障害保険金がある場合は、それを控除した金額)を支払うものとする。
- 2 活動者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、 その者に対して後遺障害保険金を支払うものとし、その額は500万円に別表2に定める障害 の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じた額とする。
- 3 活動者が、傷害事故を原因として、その直接の結果として入院した場合は、その者に対し 入院保険金を支払うものとし、その額は入院した日数に応じて、事故の発生の日からその日 を含めて180日を限度とし、1日につき3,500円とする。また、傷害事故を原因として、事

故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院又は診療所において手術を受けた場合、1 事故に基づく傷害について1回の手術に限り、入院中に受けた手術の場合は35,000円、外来 で受けた手術の場合は17,500円を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当す る手術は対象外とする。

- (1) 創傷処理
- (2) 皮膚切開術
- (3) デブリードマン
- (4) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術及び授動術
- (5) 抜歯手術
- 4 活動者が、傷害事故を原因として、その直接の結果として通院した場合は、その者に対し 通院保険金を支払うものとし、その額は通院した日数に応じて、事故の発生の日からその日 を含めて180日までの間において90日を限度とし、1日につき2,500円とする。

(事故の通報)

第10条 活動者(活動者が死亡した場合は、その法定相続人)は、ボランティア活動中に事故 が発生したときは、速やかに市長に通報しなければならない。

(事故報告)

第11条 前条の活動者(活動者が死亡した場合は、その法定相続人)は、前条の通報の後に、速やかに「横浜市市民活動保険事故報告書」(第1号様式)により市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第12条 市長は前条の報告があったときは、活動者のボランティア活動中の事故であるかどうかを審査し、活動者のボランティア活動中の事故であると判定した場合は、速やかにその結果に前条のボランティア活動事故報告書を添えて保険会社に通知するものとする。必要があると認めるときは、別に定める横浜市市民活動保険事故判定員会に諮問するものとする。

(保険金の請求)

- 第13条 損害賠償責任事故に係る保険金は、当該活動者と被害者との法律上の問題が解決した 後に、当該活動者が請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。
- 2 傷害事故による保険金は、活動者が死亡したとき又は治療が終わった後(事故の発生の日から 180 日を経過するに至った場合はその経過した日以後)に死亡した者の法定相続人又は 傷害を負った者が請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。

(保険金の支払)

第14条 保険会社は、前条第1項及び第2項の規定により保険金の請求があった場合に、保険金請求者が開設している金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金の支払いを行うものとする。

2 保険会社は、前項に規定する保険金の支払いを行ったときは、前条に規定する請求者及び 市長に対して、該当手続をとった旨の通知を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、第3条により契約する保険契約に係る保険約款、特約 条項及び覚書等の定めるところによるとともに、市と保険会社が協議の上、決定するものと する。

附則

- この要綱は、平成3年8月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成7年8月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成8年8月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年度に係る保険契約(第3条第1項に定める保険契約をいう。)が発効 した時点から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

横浜市市民活動保険事故報告書

年 月 日

フリガナ 氏名	<u>:</u>						生年	月日:		年	月	月
住所:	Ţ								職業	<u>;</u>		
	連絡先:(自宅 ・ <u>‡</u> ンティア活動中に事‡ します。											
事故の	の種類(該当に○)	損害	賠	償責	任事	故		傷	害 事	故		
	団 体 名											
所属	団体住所											
所属団体	活動内容	※ 日頃の活動に	こつし	ヽて確	認でき	きる資料	を添付	けしてく	ださい。			
	当日の活動内容	※ 当日の活動に	こつし	ヽて確	認でき	きる資料	を添付	けしてく	ださい。			
	発生日時		年	,	月	日 ()	午前・	・午後	時	分	
	発生場所											
事故の詳細	発生時の状況 ※ できるだけ詳しく ご記入ください。											
		住 所										
事故の目撃者又は 当日の事故を証明できる方		フリガナ 氏 名										
※ 確認のためご連絡をさせていただく場合があります。		活動者との関係	系									
		日中の連絡先		(自宅	ž •	携帯電	話 •	勤務	先)			

損害賠	借責	任事故									
			住 所								
	本事故の 又は 事故の		フリガナ 氏 名					(身体)	年 齢 事故の場合	うのみ)	歳
N1.1V	(170 年 (文 2))		電話番号								
)障害の N容		I							
身体事故	治療	<u>・ </u>									
敬	故 治療病院名							電話	番号		
財物事故	損壊	物名称					損壊の	程度			
故	修理	里業者	電話番号:				損害見	込額			
傷害	事 故										
傷	病名										
		入	院(年	月	日	~ 退院見	込	年	月	日頃)
le, c	-10 dz	外科手	術(有	•	無)						
傷病程度			院(年		日 -			年	月	日頃)
			台療が終了され						日)		
		* Y	台療継続中の場	合:現仕	この連院類	芝(月	/ 週	_	日位)		
電話番号: 医療機関名											
							電話番	:号:			
横浜市 額算定 関係先	及び保 の判断 、事故	険会社7 、保険3 に関する	報の取扱い が、横浜市市 金支払・保険 る関係先等に 用、提供する	民活動の 引受の半 提供をつ	果険の申詞 判断のたる すること、	請に関す めに、医 又は提	療機関、	保険金	è請求·	支払い	に関する
5	受付方法		活動者持参 代理人(氏名、 その他()
	受付日		年	月	日()	整理	番号等			
3	受付区局			区・局	局 総務課		担	当者			
焉	受付日		年	月	日 ()	整理	里番号		-1	lo.
		1							_1		

別表1 (第2条第1号)

	ボラン	/ティア活動				
①奉仕的活動	i)社会福祉施設等への援護活動	リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事 指導、慰問、理·美容、マッサージ、通園·送迎の介助、 カウンセリング、植木手入 等				
	ii) 高齢者、障がい児・者等への援護活動	高齢者給食サービス、生活介助、通話サービス、ガイド ヘルプ、障がい児の遊び介助、交流、就労・社会復帰、手 話通訳・点訳・朗読奉仕等				
	iii)清掃活動等	市街地・公園・河川の清掃、草刈り 等				
	iv)資源回収・リサイクル活動					
	v)公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等				
	vi)交通安全活動	交通事故防止活動、違法駐車追放、自転車等放置防止 等				
	vii)保健衛生活動	害虫等駆除、献血活動、住民検診活動、食生活改善等				
	vii)その他これらに類する活動					
2	i) スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営、審判等 ※競技参加中の事故は対象外				
文化活動	ii)文化活動の指導・運営	絵画・音楽・料理等の指導、講演会・コンサートの企画・ 運営、伝統文化の継承・振興 等				
動 •	iii) その他これらに類する活動					
③ そ の	i)地域住民組織の運営	自治会町内会・老人クラブ・子供会の運営、広報物配布、 掲示板管理 等				
の他地域活動	ii)地域防災・防犯活動	防災訓練の運営・指導、防火活動、地域防災拠点の運営、 避難所での配食活動、防犯パトロール 等				
活動	iii)その他これらに類する活動					
金市主催・	i) 市(区) 主催・共催事業の企画・運営	区民まつり、講演会、展示会等の企画・運営 等				
	ii)市委嘱ボランティア	※非常勤特別職の地方公務員(民生委員・児童委員、スポーツ推進委員等)としての活動は除く				
木	iii)その他これらに類する事業					
⑤ 他 そ の	その他、市長が特に必要と認める活動					

備考

- 1 ボランティア活動には、準備活動及び活動場所への往復の経路が含まれる。
- 2 競技や行事への参加のみを目的とする者はボランティア活動者には含まない。
- 3 地震、噴火又は津波に起因する事故は対象とならない。

別表 2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	(2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に	
	↑護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要	
	147 胸腹叩膕船の機能に有しい障害を残し、市に升度を安まるもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式	89%
	試視力表によるものとします。以下同様とします。)が	
	0.02以下になったもの	
	(2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時	
	(3) 神経ボ税の機能または相种に者しい障害を残し、随時 介護を要するもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要	
	するもの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったも	78%
	(2) 望しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身 労務に服することができないもの	
	カ務に版りることがくさないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服	
	することができないもの	
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものと	
	は、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節	
	以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの	69%
	(2) 望しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 ト サカカド 関策以上で生ったもの	
	(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(3)	
	たものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中	
	手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指	
	節間関節) に著しい運動障害を残すものをいいます。以	
	下同様とします。)	
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの	59%
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に 取見な党務以外の党務に限することができないすの	
	軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労	
	(3) 胸腹部膕番の機能に者しい障害を残し、特に軽易な力 務以外の労務に服することができないもの	
	(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	

(6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 第6級 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 第6級 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
は、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 第 6 級 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
50% (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
第 6 級 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
第 6 級 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になった
きない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離 では普通の話声を解することができない程度になった
(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離 では普通の話声を解することができない程度になった
では普通の話声を解することができない程度になった
$t \sim T$
·
(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの
(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったも
\mathcal{O}
第7級 (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの 42%
(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解す
ることができない程度になったもの
(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離
では普通の話声を解することができない程度になった
すの ちゅうことがくさない住及になりた
(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務
以外の労務に服することができないもの
(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労
務に服することができないもの
(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指
を失ったもの
(7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃し
たもの
(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの
(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (足指の用を廃し
たものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の
足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指
節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては
指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
以下同様とします。)
(12) 外貌に著しい醜状を残すもの
(13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級 (1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下にな 34%
ったもの
(2) 脊柱に運動障害を残すもの
(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指
を失ったもの
(4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用
を廃したもの
(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの

	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(8)1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1下肢に偽関節を残すもの	
	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	26%
) 4 C / X	(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの	20,0
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことができない程度になったもの	
	(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	さない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普	
	通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服すること	
	ができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる	
	労務が相当な程度に制限されるもの (10) 4 エの思地は かり 思地 (10) 4 エの思地 (10) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(12) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	
	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指	
	の用を廃したもの	
	(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの	
	(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの	20%
	(2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことが困難である程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	きない程度になったもの	
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したも	
	\mathcal{O}	
	(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残	
	すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残	15%
714 = ± /1/2	すもの	10/0
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することが	
	(ロ/ Pintry/min/) W : I III M II Y M II M II C M	<u> </u>

	できない程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解す	
	ることができない程度になったもの	
	(7) 脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも	
	\mathcal{O}	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な	
	程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残	10%
	すもの	
	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形	
	を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(8) 長管骨に変形を残すもの (a) 1 T の L *** た	
	(9) 1 手の小指を失ったもの	
	(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2	
	の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指	
	を失ったもの (19) 1日の第1の日代はたけ他の1の日代の田な廃した。	
	(12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したも	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14) 外貌に醜状を残すもの	
左10 ∜Ⅱ	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの	7.0/
第13級	(1) 1 眠の矯正視力が0.000 になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	7 %
	(3) 正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを	
	残すもの	
	(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7) 1 手の小指の用を廃したもの	
	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの	
	(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったも	
	Ø	
	(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含	
	み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の	
	3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげ	4 %
Z. V = -1124	を残すもの	_ ,~
	(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが	
	できない程度になったもの	
	(4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも	
	Ø	

- (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃し たもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの
- 注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図

